

令和2年度仙台市立病院職員健康診断等業務委託仕様書

1 総則

この仕様書は、仙台市立病院（以下「甲」という。）が、職員の心身の健康を確保し、職業性疾病や作業関連疾患を予防するため、労働安全衛生法その他関連法令のほか、市立病院安全衛生管理規程等に基づき実施する職員健康診断等（以下、「健診」という。）の業務を健診事業者（以下「乙」という。）に委託する場合の仕様を示すものである。なお、この仕様書は、業務の大要を示すものであり、状況に応じて、記載されていない事項についても誠意をもって行うものとする。

2 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 健診の種類及び実施時期

各種健診の実施時期については、次表のとおりとする。

ただし、定期健康診断、特定業務従事者健康診断（同時に実施する健康診断・検査を含む。）は、下記の期間のうち、原則連続する10営業日相当分として、甲乙協議のうえ、甲が指定する日に行う。また、受診時間については、9:00～18:00（休憩時間1時間を含む）を基本とし、その他必要に応じて別途協議する。なお、定期健康診断を受診しなかった者へ対して、終了後1ヶ月以内に3営業日の予備日を確保する。

健診種別	日程
①一般定期健康診断	6月～8月
②特定業務従事者健康診断	12月～2月
③雇入時健康診断	随時
④特殊健康診断	
有機溶剤等健康診断	①・②と同時実施
電離放射線業務従事者健康診断等	
VDT作業従事者健康診断	②と同時実施
⑤抗体検査	原則①・②と同時実施 ※場合によって①・②いずれかの実施にすることも可能

4 実施場所

甲において実施する。ただし、定期健康診断未受診者を対象とした健康診断（甲で実施する予備日に受診した職員を除く。）及び雇入時健康診断については、乙の健診施設において実施する。

5 対象者

- (1) 甲に勤務する職員とする。甲は、対象者に関する所属、職員番号、氏名、生年月日、性別について事前に乙に通知する。
- (2) 乙は(1)に含まれていない職員であっても、委託期間中に甲から連絡を受けた職員は対象者とし

て健診を実施する。

(3) 採用予定者に対する雇入時健康診断については、事前に乙に通知し受診期間を甲乙協議する。

6 健診内容

各種健診の受診項目については、別紙のとおりとする。

7 業務内容

健診業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 一般定期健康診断、特定業務従事者健康診断（同時に実施する健康診断・検査を含む。）

① 受診票の作成および配付

乙は対象者が健診等の受診に必要な受診票を作成する。受診票には、甲が対象者として事前に通知した職員の所属、氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別、抗体検査の実施の有無をあらかじめ記載し、必要な書類を同封して、甲が指定する日までに所属ごとに分類して、仙台市立病院総務課に納品する。ただし、電離放射線業務従事者健康診断の対象者ごとの被ばく線量については、甲が一括して集計を行い、健診実施後速やかにその一覧を乙に示すこととする。なお、受診票には問診欄を設けることとし、受診票の様式及び問診項目については、甲乙協議のうえで決定する。

② 健診申込受付

乙は、受付職員を配置し、受診日当日に受診者の受付を行う。受診日当日に受診票等を紛失した職員のために、乙は予備の受診票を用意して必要事項を再記入させる。

③ 健診に必要な器材の準備および配布

健診に必要な機材、物品（検査容器等を含む。）等を全て準備すること。また、当該備品の搬入や物品の購入等は乙の負担とする。ただし、机、椅子等の備品については、甲乙協議のうえ、甲の施設を利用する。

④ 会場の準備

健診会場の準備、後片付けは、甲の指示のもと、乙がすべて行い、特に後片付けについては、健診の実施後の会場の使用に支障が出ないように速やかに実施すること。

⑤ 健診の実施

(a) 乙は、本委託業務の調整を図るための事務担当者として、事務責任者を置き、事務責任者の指揮のもと健康診断等会場を総括する担当者として現場責任者を会場に1名置く。また、契約締結後速やかに書面によりその者の氏名を報告する。なお、現場責任者については、事務責任者又は受付職員が兼務することを認める。

(b) 乙は、健診の実施にあたり、医師法・医療法等の関係法令を遵守し、健診が円滑に実施できるよう、必要な数の医師、看護師、検査技師、診療放射線技師、受付職員等を配置するものとする。甲は、円滑な健診の実施に支障があると判断した場合、乙が配置したスタッフの変更、増員を求めることができる。

(c) 乙は、健診の実施に際して、医師の問診に関しては、特に女性職員への配慮を行うなど、各種検査時のプライバシー確保に留意する。

(d) 乙は、健診の実施にあたり、医療事故等のないよう職員の安全に留意する。

(e) 乙は、その他、健診の実施に必要な事項について、甲と協議のうえ、その指示に従うもの

とする。

⑥ 健診結果判定

乙は、各種健診の結果判定については、甲の提示する基準により行うものとする。

⑦ 健診結果報告

乙は、健診結果の報告について、健診期間終了後または(1)①の甲による被ばく線量一覧を提供した日のいずれか遅い日の翌日から起算して1ヶ月以内に乙が自ら仙台市立病院総務課に納品する。なお、報告の内容等については次のとおりとする。

(a) 健康診断個人結果通知書（本人分及び甲（健康管理者）分）

乙は、報告書について、基準値、数値結果、判定、所見、指導助言及び受診者の健康管理に必要な事項を記した、本人分と甲分のものを2種類用意する。なお、甲が乙に提供する令和元年度実施の定期健康診断及び特定業務従事者健康診断の健康診断結果を、あわせて記載することが望ましい。

本人分については、個人ごとに封入し、所属ごとに分類する。甲分については、所属順、職員番号順に並べる。なお、要検査以上の所見が認められた受診者については、甲の指定する再受診勧告通知を同封する。また、報告期限に関わらず、緊急に措置すべき所見が認められた場合は、乙は、当該検査結果に理由を添えて甲に速やかに報告する。

(b) 健康診断結果一覧表

個人別の診断結果（所属、職員番号、受診者名、令和2年度末時点の年齢、検査項目ごとの数値結果、判定、所見及び指導助言等）を所属、職員番号順に並べて一覧にする。

(c) 有所見者名簿

有所見者の受診者情報、有所見項目及び判定内容を記載したもの。

(d) 健康診断実施報告書

年齢別・判定区分別の人数等健康診断結果一覧表及び有所見者名簿の内容を総括したもの。

(e) 健康診断結果一覧表、有所見者名簿、健康診断実施報告書については、CSV形式のファイルにより、光ディスク等の電磁的記録媒体（CD-R等）に格納したものを提出する。

⑧ 乙は、高齢者の医療の確保に関する法律等に規定に基づき、仙台市職員共済組合及び全国健康保険協会宮城支部が特定健康診査・特定保健指導を実施するにあたり必要なデータについて、受診者のすべての健康診断結果から抽出し、厚生労働省の示す基本フォーマットによるデータファイル仕様により光ディスク等の電磁的記録媒体（CD-R等）に格納したものを提出する。

(2) 雇入時健康診断

受付時間及び実施時間は、乙の開設する施設の営業時間及び営業日の範囲内において、受付時間及び実施時間を甲と乙が別途協議のうえ実施し、結果については、原則10営業日以内に報告する。

8 職員の安全確保上の問題への対応

(1) 乙は、次の各号に掲げる事案の発生を知った場合には、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

① 健診の実施に関わる事故

② 受診する職員の個人情報の漏えい、滅失またはき損

- ③ その他業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案
- (2) 乙は、前項第二号その他の個人情報の安全確保に関わる場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧のために必要な措置等について甲の指示に従い、行わなければならない。
- (3) 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事案関係及び再発防止策の公表、当該事案に関わる本人への対応等の措置を甲と協力して講じなければならない。

9 個人情報の保護

乙が健診業務を行うにあたって取り扱う個人情報については、仙台市の保有する個人情報として、仙台市個人情報保護条例の適用を受けるものとし、仙台市が実施機関として同条例に規定する手続きを行うものとする。

10 仕様書の変更・追加

この仕様書の内容については、甲が必要と認める場合に別途協議のうえ、変更及び追加を行うことができるものとする。

11 その他

- (1) 乙は、医師法・医療法等の関係法令を遵守する。
- (2) この仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と認められる軽微な作業については、甲と協議のうえ適正に実施する。また、記載外の事項で問題が生じた場合は、直ちに甲と協議のうえ実施する。
- (3) 本委託業務にかかる消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費はすべて乙が負担する。
- (4) 各データの引き渡しにあたっては、コンピュータウイルス対策及び個人情報管理に対し、必要かつ十分な措置を講じる。
- (5) 業務履行のため貸与した電子データ、名簿等は、契約期間終了後速やかに甲に返還するものとする。また、契約期間終了前であっても、甲が返還を求めた場合は、これに応じて速やかに返還する。
- (6) 乙は、健診結果等の記録は少なくとも5年間保存し、発注者が指示する方法で消去又は廃棄すること。また、乙は個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することのないよう、適切に取り扱う。
- (7) 健診日時、会場の変更は原則として行わないこととするが、天災等のやむを得ない事情があった場合、甲乙協議のうえ、変更を行う。
- (8) 定期健康診断等の際の健診車の駐車等については、甲の指示に従う。
- (9) 乙は、当該業務の実施にあたり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときには、甲と協議し、その指示に従う。